

【会議録】

実施日時： 令和7年（2025年）8月25日（月）午後7時30分～午後8時40分

会議名	越谷市保健衛生審議会 令和7年度第1回会議	実施場所	保健センター2階 多目的会議室
件名 / 議題	1 開会 2 委員紹介 3 会長及び副会長の選出 4 <諮問> 越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について 5 議事 （1）令和6年度（2024年度）事業実績報告について （2）越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について （3）その他 6 閉会挨拶		会議資料： （ ☒ 有 ☐ 無）
出席者等	出席委員 原委員、西脇委員、中村委員、當眞委員、藤浪委員、山本委員、山下委員、金子委員、佐藤委員、関口委員、秋山委員、金岡委員、筒野委員、石崎委員、大木委員、石綱委員、渋谷委員、小川委員、望月委員、中原委員、田中委員 欠席委員 岡委員 事務局 野口保健医療部長、青木保健医療部参事兼保健所長、中村地域医療課長、宮城保健医療部副参事兼健康づくり推進課長、和田保健医療部副参事兼国保年金課長、永瀬保健医療部副参事兼保健総務課長、山越感染症保健対策課長、長浜生活衛生課長、大林衛生検査課長、高森保健総務課調整幹兼こころの健康支援室長、高橋保健総務課副課長、山崎感染症保健対策課副課長、北林危機管理室調整幹 【地域医療課】 大工原調整幹、宮崎主任、斉藤主任 【健康づくり推進課】 渡辺調整幹、内田副課長、知久副課長、岡和田主幹、鈴木主幹、斎藤主任		

●合意・決定事項等

内 容
【議事】 （1）令和6年度（2024年度）事業実績報告について配付資料に基づき報告を行った。 （2）越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について配付資料に基づき説明を行った。 （3）その他

- 1 開会
- 2 委員紹介
- 3 会長及び副会長の選出

4 <諮問>越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

〔議事に先立ち、配付資料の確認、委員の半数以上の出席があるため当審議会の会議が成立していることの報告及び会議録音の報告を行った。〕

〔委員の互選により、原委員が会長に、大木委員が副会長に選出された。〕

〔市長から会長に諮問書が手交された。〕

5 議事

議 長： それでは、議事を進めてまいります。本日の会議時間につきましては、おおむね午後9時ごろを終了の目安としておりますので、委員の皆様のご協力をお願いいたします。なお、会議の公開につきましては、「原則として公開とすること」としてしておりますので、ご報告させていただきます。事務局に確認しますが、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃいますか。

事 務 局： 傍聴希望者はおりません。

議 長： ありがとうございます。

(1) 令和6年度(2024年度)事業実績報告について

議 長： それでは、議事に入ります。はじめに、議事(1)令和6年度(2024年度)事業実績報告について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： それでは、「令和6年度事業実績」につきまして、ご説明させていただきます。

恐れいりますが、資料1の「令和6年度事業実績報告」の1ページをご覧ください。

まずはじめに、地域医療課が所管する事業の実績について、ここに掲載している事業のうち、主なものについてご説明させていただきます。

まず、番号1の「休日当番医制事業」と番号2の「休日歯科当番医制事業」は、医療機関の多くが休診となる祝日や年末年始に、越谷市医師会と越谷市歯科医師会への業務委託により休日診療を実施するものです。

昨年度は、医科については、祝日等と年末年始の日数が22日間あり、3,211人の患者さんが受診されました。歯科については、祝日と年末年始の日数が22日間あり、173人の患者が受診されました。

次に、番号3の「病院群輪番制病院運営事業」は、本市を含む6市1町で構成する埼玉県東部南第二次救急医療圏内の中核的病院が、当番日を決めて輪番で重症の救急患者を受け入れるものでございます。事業の運営費につきましては、6市1町で負担しており、実施時間は、日曜と年末年始が午前8時から午後6時まで、平日夜間は、午後6時から翌朝午前8時までの時間帯になります。

昨年度の参加病院は、15病院、対応日数は、日曜祝日と年末年始が72日、夜間は365日でございました。

次に、番号5の「夜間急患診療所運営事業」は、診療業務を越谷市医師会に委託し、越谷市薬剤師会のご協力もいただき、夜間における初期救急医療を確保する事業でございます。午後8時から午後11時までの夜間帯に、1年を通じて休みなしで内科と小児科の診療を行っております。

昨年度の受診者数は内科が1,277人、小児科が1,320人、合計で2,597人となりました。

次に、番号6の「看護師等修学資金貸与事業」は、市内医療機関の看護師不足を解消することを目的とし、看護師等の養成施設に在学し、卒業後に市内の医療機関で看護業務に従事する意志のある方に修学資金を貸与する事業でございます。

昨年度は、新規貸与者が9人、継続貸与者が29人、合計で38人の方に貸与をいたしました。

地域医療課所管の主な事業については以上となります。

続きまして、健康づくり推進課の主な事業について、ご説明いたします。2ページをご覧ください。

はじめに、②母子保健事業について、8番・9番の「4か月児・10か月児健康診査」は、越谷市医師会に委託し、医療機関で個別健診を実施しております。

また、10番・11番の「1歳6か月児・3歳児健康診査」は、保健センターでの集団健診を実施し、受診率は概ね例年通りで推移しています。各健診の未受診者については、保健師が訪問し、所在及び状況確認を行っております。

12番から23番までは、妊産婦および乳幼児とその保護者を対象とした教室、相談事業になります。健診受診後に、お子さんの発育発達、保護者の育児不安などで、継続して支援が必要な方へ保健師等が相談を行っております。16番の「未熟児養育医療給付事業」については、申請件数が99件、給付額が2,557万1,885円となっております。窓口での申請時には、保健師が保護者と面談し、その後も継続してお子さんの発育発達などの支援を行っております。18番の母子訪問活動では、延べ5,694人へ訪問しました。22番の思春期保健講座は、小中学生を対象とし、生命の大切さなどの講義を実施しました。

続いて、③予防接種事業について、ご説明いたします。3ページをご覧ください。

予防接種につきましては、越谷市医師会に委託し、実施医療機関で個別接種としております。

24番から37番は、主に子どもが対象となる定期予防接種で、接種率は、ほぼ例年

通りでございました。

35番の「ヒトパピローマウイルスワクチン」は、標準的接種期間である中学校一年生の女子に個別に予診票を送付するとともに、HPVワクチン接種に係るメリット・デメリットもお知らせし、接種に関する正しい知識の周知、副反応等のリスクについて情報提供をしています。

9価と2価・4価を合わせた延べ接種者数は2,177人となっております。

36番は、「ヒトパピローマウイルスワクチン」の積極的勧奨が差し控えになったことより、接種機会を逃した世代に対するキャッチアップ接種です。接種率は前年度より伸びておりますが、16.6%でした。

41番の「高齢者新型コロナウイルスワクチン」は、予防接種法に基づくB類疾病に位置づけられたため、令和6年度から定期の予防接種として開始いたしました。対象者は、接種日において65歳以上の方または、接種日において60歳以上65歳未満であって、一定の基礎疾患を有する方で、接種期間は10月1日から1月31日までです。令和6年度の接種者数は15,293人で接種率は17.4%でした。

続いて、④成人保健事業について、ご説明いたします。4ページをご覧ください。

42番から59番の事業と、5ページの80番から82番の事業は、健康診査やがん検診、歯科健診等の事業で、越谷市医師会と越谷市歯科医師会に委託し、集団検診又は個別検診で実施しております。各種がん検診の受診率は、新型コロナウイルス感染症の影響で低下しましたが、令和6年度は前年度より上昇し、コロナ禍前の水準に戻りつつあります。

特に、乳がん検診では、6月以降の集団検診をマンモグラフィ単独検査とし、検診が1日で済むよう受診者の利便性を図ったことや、協会けんぽ被扶養者対象の特定健康診査の際に、乳がん検診を同時に受けられるようマンモグラフィ単独検査を実施したことで、前年度よりも受診者が約700人増加致しました。

また、がんの発見数といたしましては、胃がん検診で43人、子宮がん検診で7人、乳がん検診で27人、大腸がん検診で72人、肺がん検診で18人などとなっております。今後につきましても、通知による受診勧奨に加え、未受診者への再勧奨を実施することにより、受診率の向上と早期発見に努めてまいります。

次に、5ページの60番から74番は「健康教育事業」となっております。健康教育は、延べ127回、3,117人の方にご参加をいただきました。

次に、75番から78番の「健康相談事業」では、保健師・管理栄養士・作業療法士が、延べ2,720人の方の相談を実施いたしました。

次に、84番の慢性腎臓病対策は、特定健康診査の結果にて、慢性腎臓病のリスクの

高い方に保健師が保健指導を行い、将来、透析になることを予防します。令和6年度は7人の方に受診勧奨を行い、7人の方全員に保健指導を実施いたしました。

続いて、⑤その他事業については、85番の「食生活改善健康づくり推進事業」を、食生活改善推進員のご協力のもと実施いたしました。

健康づくり推進課の主な事業の報告は、以上でございます。

それでは、6ページをお開きください。ここからは、保健所の事業についてご説明いたします。

まず、保健総務課が所管する事業のうち、主なものについてご説明いたします。

番号91から98までが、保健総務課とこころの健康支援室の事業でございます。

まず、番号92の地域保健に係る統計調査は、厚生労働省の委託を受けて実施している統計調査で、令和6年度は人口動態調査、病院報告、医療施設動態調査、医師・歯科医師・薬剤師統計、医療関係従事者届、地域保健・健康増進事業報告、衛生行政報告例、国民生活基礎調査を行いました。

番号93の病院等への立入検査について、病院は毎年、有床診療所は3年ごと、無床診療所、助産所については随時に立入検査を行うこととなっております。令和6年度は病院15件、有床診療所9件の立入検査を実施いたしました。

番号94の医療機関等の許可・届出は、医療機関等の許可が120件、届出が290件、あんま等の施術所の届出が79件、柔道整復の施術所の届出が67件、歯科技工所の届出が9件ございました。

番号95から98については、こころの健康支援室の事業でございます。こころの健康支援室では、精神保健福祉に係る正しい知識を普及し、適切な支援を行うことにより、市民のこころの健康の保持・増進を図っております。

番号95の精神保健福祉相談では、電話5,451件、来所面接1,027件、訪問374件、メールや手紙16件の合計6,868件の相談に対応いたしました。

番号96の自殺対策事業では、悩んでいる人に気づき、声をかけてあげられる「ゲートキーパー」を育成するための研修を、小中学校の教職員、市職員、埼玉県立大学職員等を対象に実施し、225人が受講しました。

また、小中学生を対象にこころの健康に関する図画コンクールを実施し、156点の応募がありました。最優秀作品を活用して自殺予防のためのポスターを2,000枚作成し、自治会掲示板等の市内各所へ掲示いたしました。

さらに、東武スカイツリーライン大袋駅、新越谷駅及び越谷駅で、東武鉄道株式会社、越谷警察署、越谷アルファーズと協力し、越谷市長、越谷市議会議長も参加して、自殺予防普及啓発駅頭キャンペーンを実施いたしました。

番号９７のひきこもり相談支援事業では、「家族のつどい」を６回、「当事者の居場所」を１２回開催し、ひきこもり当事者やその家族への支援を行いました。

保健総務課とこころの健康支援室の主な事業については以上でございます。

それでは、７ページをお開きください。

感染症保健対策課の主な事業について、ご説明いたします。

まず９９番の小児慢性特定疾病医療費給付事業は、国が指定した小児疾病医療にかかる費用の一部を市が助成する制度で、給付者数２７６人、給付額９，１０１万３，７３１円で行いました。

１００番の小児慢性特定疾病児童等自立支援事業は、介護者支援事業として、きょうだい児支援を実施いたしました。

１０１番の早期不妊検査・不育症検査費助成事業は、不妊検査及び不育症検査にかかる費用の一部を市が助成する制度で、申請件数１７３件、助成額４５７万６，０００円で行いました。

１０２番の感染症発生動向調査は、感染症の発生状況を収集、分析し、関係機関等へ情報提供するもので、病原体検査は３２２件で行いました。

１０３番のエイズ等性感染症相談・検査は、匿名・無料で受けることができ、相談件数は６００件、検査件数は７２６件で保健所の２階にある採血室で採血を行い、３階の衛生検査課で検査を行っております。

１０４番から１１０番までは主に結核に関する事業ですが、国の統計によりますと、日本の結核罹患率は、「結核低まん延国」の水準である、人口１０万人当たり１０人を、２０２１年から下回っており、２０２３年においても８．１人と、減少傾向で推移しております。本市におきましても、２０２３年の結核罹患率は、６．７人であり、全国や埼玉県と比較して少なく、減少傾向となっております。また、本市の昨年の結核患者及び潜在性結核感染症の新規登録者数は３８人で行いました。患者さんに対しましては、保健師による訪問や保健所での面談を行い、治療が完遂できるよう、内服支援等を行っております。

１１１番から１１４番までの難病に関する事業は、公費負担制度の申請、給付にかかる事務等を行うもので、受給者証の交付申請及び相談件数は、２，０００件、給付件数は２，６９８件で行いました。

また、難病患者の支援として、訪問による個別支援、地域難病従事者研修会等を実施いたしました。

１１５番の石綿健康被害救済制度は申請件数２件、１１６番の肝炎治療医療費助成申請事務は、申請件数１８０件で行いました。

117番のウイルス性肝炎患者等重症化予防推進事業は、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方の早期受診・早期治療を推奨するフォローアップ及び相談等を実施するもので、フォローアップ事業件数が36件、検査費用助成事業の相談及び受理件数が21件でございました。

118番の原爆被害者各種申請事務は申請件数28件でございました。

最後に119番の風しん抗体検査事業は、先天性風しん症候群の予防を目的に、妊娠を希望する女性やその配偶者などが、医療機関で抗体の有無を検査するもので、受診件数は、146件でございました。

感染症保健対策課につきましては以上でございます。

引き続き、生活衛生課の実績について報告いたします。8ページ120番から9ページ153番までが生活衛生課の事業となります。

まず、120番から125番までは食品衛生に係る事業で、飲食店等の食品営業施設の許可及び監視指導、衛生講習会の開催、食品等の苦情相談及び食中毒の発生に伴う調査等を実施しました。

次に、126番から131番までは動物管理指導に係る事業で、犬の登録、狂犬病予防注射の実施及び犬・猫に関する苦情相談への対応等を実施しました。また、所有者不明の犬の収容及び負傷した犬・猫の保護を実施しました。

次に、132番から146番までは環境衛生及び薬事に係る事業で、理容所・美容所等の環境衛生関係営業施設の許可・確認及び監視指導、薬局等の許可・登録及び監視指導等を実施しました。また、衛生害虫対策として、業者委託により、ユスリカ等を防除するための道路側溝等への薬剤散布及びスズメバチの巣の駆除を実施しました。

続いて、147番から150番までは食肉衛生検査に係る事業で、市内のと畜場で処理された全ての獣畜について、獣医師の資格を持つ検査員が食用に適しているか検査を実施しました。また、市内の食鳥処理場に対して衛生指導及び疾病排除に向けた技術的助言等を実施しました。

最後に、151番から153番までは国民健康・栄養調査や栄養管理指導、食品表示に係る事業で、市内給食施設における栄養管理に関する指導・助言や、市内事業者が製造する食品表示に関する相談・指導等を実施しました。

以上が、生活衛生課の実績でございます。

それでは⑨衛生検査課について、番号154からご説明いたします。

番号154から157は保健所感染症保健対策課からの依頼を受けて検査を行う事業です。

154の「エイズ等性感染症検査」では、匿名でエイズや梅毒等の性感染症の検査を

行いました。

１５５の「結核患者との接触者検査」では、結核感染の有無について、ＱＦＴを用いた検査を行いました。

１５６の「感染症接触者検査」及び１５７の「感染症発生動向調査」では、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、腸管出血性大腸菌や新型コロナウイルスの検査を実施しました。

番号１５８から１６０及び１６２から１６３は保健所生活衛生課から依頼を受けて検査を行う事業です。

１５８の「食品等収去検査」は、市内流通食品に対する検査で、全５０件、延べ２，７５１項目の市内食品の検査を実施しました。

１５９の「食中毒の発生対応・調査」では、患者及びその関係者や原因が疑われる食品などを対象に、食中毒に関する検査を行いました。

１６０の「浴槽水検査」では環境衛生関連の検査で、検査の実施はありませんでした。

１６２の「家庭用品安全対策」及び１６３の「無承認無許可医薬品対策」では薬事衛生関連の検査を行いました。

１６１の「地方衛生研究所全国協議会」は、検査等における情報収集及び提供を行うため、地方衛生研究所の協議会の会議及び部会に参加いたしました。

衛生検査課の報告は以上でございます。

議長： ただ今、事務局から多岐にわたる説明がありましたが、ご質問ありましたらお願いいたします。

委員： ４ページ、各種がん検診の受診率のパーセンテージはどういう風に読み解けばいいのか知りたいのですが。「いきいき越谷２１」にも目標値を定めてがん検診についてうたわれていると思いますが、それと関係してどのように１０％、２％等の数字を理解すればいいのか教えていただきたいのですが。

議長： ただいまのご質問について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 健康づくり推進課からお答えさせていただきます。こちらの受診率につきましては、市で実施しております、がん検診をお受けいただいた方の受診率となっております。検診ごとに対象年齢がございますので、お受けになった受診者数を対象者数で割ったところの受診率という形で報告させていただいております。委員さんがおっしゃるとおり、国の「健康日本２１」から第３次越谷市健康づくり行動計画・食育推進計画「いきいき越谷２１」を策定しておりまして、そちらの目標値は６０％と、かなり高い数値になっているのですが、これはあくまでも職域やそれぞれの職場での健康診断等もすべて含まれますので、全部の数字は把握いたしかねるのですが、目標値といたしましてはそれぞれ

れのがん検診の目標値を60％という形で設定させていただいております。

委員： お聞きした理由は、このパーセンテージが低いからという意味ではなくて、市が負担をしてやっていただく検診に、市民に対してできるだけ取りこぼしのないようお願いしたいというところなんですね。当然各自が会社でやるのもあるでしょうし、人間ドックに入ったりするものもあるでしょうし、色々な検診の方法をされている方がいらっしゃるので、対象者等が合わないというのはわかるのですが、この出てきた数字が市の方の方針として十分な数字になっているのか、それともかけ離れているのか、実態が知りたい。それを知る方法はないのでしょうか。それはどういう事かということ、今、まだマイナンバーカードが全員にいきわたっているわけではないので問題があるのだと思いますが、受診をするとマイナンバーカードによって受診した人がわかりますよね。そういったことを含めて将来的には全体として受診率を高めるためにも色々なことを考えていくべきだろう。取りこぼしのないようにしていただけたらなあという思いでお聞きしました。

議長： 事務局いかがでしょうか。

事務局： ありがとうございます。委員さんのおっしゃいますとおり、今後マイナンバーカードが連携をして、恐らく市民の方お一人おひとりの受診率というのも、そのまま私どもが把握できるように将来的にはなっていくと思います。市民の方皆様が色々な検診をお受けいただけるよう引き続き広報等を含めて受診率を上げていく活動を実施してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと存じます。以上でございます。

議長： よろしいでしょうか。ありがとうございます。他に何かご質問はございますか。

委員： （質問、意見等なし）

議長： 他にご質問は無いようですので、次の議題に移らせていただきます。

（２）越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について

議長： つづきまして、議事（２）越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 地域医療課の大工原と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、議事の（２）越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定について説明させていただきます。着座にて失礼いたします。

まず、配布させていただいた資料２「越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画改定の背景」をご覧ください。

新型インフルエンザ等対策行動計画とは、あらかじめ、感染症有事の際の対応策を整理し、平時の備えの充実を図るものでございます。

対象となる感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第2条第1号に定められているもので、感染症法上の新型インフルエンザや再興型インフルエンザ、指定感染症、新感染症などがございます。なお、類似の計画といたしまして、以前当審議会でも説明させていただきました感染症予防計画がございますが、予防計画が感染症法の1類から5類感染症を対象に予防・医療措置に重点をおいているのに対し、新型インフルエンザ等行動計画は、急速に蔓延する恐れのある、リスクの高い感染症に対して、感染拡大防止と、社会経済活動のバランスを踏まえた、総合的な対策について定めております。

新型コロナウイルス感染症の流行時には、医療分野のみならず、経済活動にも大きな影響があったことについては、ご承知のとおりでございますが、その経験等を考慮し、新型インフルエンザ等対策行動計画について、政府行動計画及び県行動計画も改定されております。そのため本市におきましても、国や県等と的確に連携するため、それぞれの計画を基礎としつつ、市行動計画を改定することを、検討しております。

次の1. 各計画の策定・改定時期につきましては、記載のとおり、市行動計画は平成27年4月に策定しており、これに先立って平成26年11月に本審議会の前身である、健康づくり推進審議会に諮問しております。これは、行動計画の作成及び変更については、特措法により、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者、その他の学識経験者の意見を聴かなければならない、とされていることに基づくものでございます。なお、市行動計画の改定時期については、今回諮問させていただきましたので、現時点では令和8年3月頃までを予定しております。

次の2. 主な改定内容ですが、新型コロナの経験を踏まえた改定、となっております。特に②時期区分の変更では、区分を6期から3期にしたうえで、準備期の取組を充実させており、③の対策項目の充実についても、既存の7項目からコロナ対応で課題となった項目を独立させ、13項目に拡大しております。

次の3. 及び4. 時期区分と対策項目の充実について、でございますが、時期区分を少なくすることで計画の柔軟性を確保するとともに、記載の充実を図ったものでございます。なお、追加された項目についても、いままでまったく実施していないものではなく、他の項目に含まれていたものや、行動計画を元に作成している行動マニュアルに記載されたものなどもございます。これらの内容を新型コロナの経験を踏まえ、国や県等とあわせて、新たに整理が必要となっているところでございます。

続きまして、次の資料3「(改定)越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画概要版」をご覧ください。こちらは、先ほどの背景を踏まえて作成中の市行動計画の概要となっております。

一番上の囲みにもございますが、市行動計画は、市民の生命及び健康を保護し、市民

生活及び地域経済に及ぼす影響が、最小となるようにすることを目的としており、新型コロナウイルスへの対応を踏まえた、政府行動計画及び埼玉県行動計画の改定を基礎として、現在の市行動計画の改定を行うものでございます。

次の１．市行動計画の構成ですが、国や県の行動計画と合わせ、第１部及び第２部に総論を、第３部に各論として現在の７項目から、１３項目に改定した対策項目を、３つの時期区分ごとに記載しております。

次の２．対象とする感染症については、特措法に定める新型インフルエンザ等となっております。

次の３．行動計画の目的でございますが、先ほど申し上げた通り、市民の生命及び健康の保護と、市民生活及び地域経済への影響の最小化、となっておりますが、感染症は完全に抑え込めるとは限らないことから、行動計画では、これを実現するため、右側の図のとおりピークを遅らせるとともに、なだらかな増加としつつ体制を強化することで、必要な医療の提供と、生活等への影響の最小化との両立を図ります。

めくっていただきまして次のページ、４ 対策の基本的な考え方でございますが、１３の対策項目に記載されたすべての対策を必ず実施するのではなく、感染症の特徴や状況に合わせて柔軟に対策を選択し、必要な対策を速やかに実施していくことを、基本としております。また時期区分を３つに整理したことと合わせ、具体的な対策を計画上で整理しております。

次の５．市行動計画の主な改定概要で、ございます。こちらは先ほどの背景でも触れさせていただきましたが、国や県との連携を図るため区分や項目をあわせており、自主的な訓練のみならず、国や県等が実施する訓練にも参加し、より実践的な訓練を行う、としております。

次の６．対策実施上の留意事項は、記載の７項目となっております。まず、①平時の備えの、整理や拡充について、訓練の実施などのほか、DXの推進を挙げております。コロナ禍では保健所の業務負荷が問題となったことから、業務改革も必要となりますが、DXの推進はこの点でも重要と考えております。

②の感染拡大防止と社会経済活動の、バランスを踏まえた対策の切り替えですが、状況に合わせた柔軟な対策の選択が重要となりますので、国や県と連携し、適時適切に対応を行うとするものです。

右側に移って③基本的人権の尊重ですが、コロナ禍では医療関係者への偏見・差別なども見られたところですが、適切な情報発信などにより、このようなことがないように、取り組むこととしております。

④については、感染症は市単独の問題ではなく、日本全体での対応が必要となるため、

各対策本部と緊密な連携を図りつつ、対策を総合的に推進するとしております。

⑤感染症危機下の災害対応ですが、能登地震でも問題となっていました。避難所などでは感染症が流行しやすく、また、被災した自宅療養者の避難なども難しくなることが考えられますので、これらの点にも留意が必要と考えております。

次の⑥について、先ほどの①平時の備えでも申し上げましたが、DXの推進は、コロナ禍でも示された通り、市民とのコミュニケーションや、感染症対策にも資することから、これらの観点からもデジタル技術の活用を推進します。

⑦記録の作成や保存でございますが、今回の新型コロナにおいても多くの教訓が得られたところですので、実際の感染症危機での対応について記録を残すことは、後の感染症危機で大きな価値を持ちますので、この点も記載しております。

次の7. 複数の対策項目に共通する横断的な視点でございますが、先ほどからの説明で何度か触れているものもございますとおり、各項目で検討する必要のある視点として、4点を記載しております。人材育成、DX、関係団体等との連携など、様々な項目で実施する必要があると、考えております。

めくっていただきまして、3ページ目、8. 13項目別の主な対応について、でございますが、各対策項目での大まかな実施内容について、時期区分ごとに記載しております。

主に初動期から対応期にかけての、時系列的に整理しやすい部分を記載いたしました。準備期に関しましては、次の感染症危機に向けて、個々の対策について効率的に備えることとなりますので、図の右上に、全体に通ずる項目のみを記載しております。

最後に、次の資料4「越谷市新型インフルエンザ等対策行動計画改定のスケジュール」について、でございます。

本計画の改定につきましては、すでに庁内での検討委員会、及び越谷市医師会との事前協議を実施しております。本審議会に関しましては、中央付近になりますが、本日8月25日の第1回で諮問をさせていただきました。

今後についてでございますが、市行動計画の具体案に関しましては、現在は右から2番目、埼玉県との整合性確認に基づく内容調整を、実施しているところでございます。県との調整を終えたのち、未定ではございますが10月上旬ごろ、第2回の審議会に素案を提出させていただきますので、素案の具体的な記載内容について、ご意見をいただきたいと考えております。

スケジュール上では意見聴取について、第2回と第3回とさせていただいておりますが、審議の状況にあわせて、第2回のみとしたり、第4回を追加するなど、対応したいと考えております。

また、最終的な計画案については、パブリックコメント後に、再度ご確認ください、ご答申をいただきたいと考えております。

議事（２）の事務局説明は以上となります。ご審議、よろしくお願いいたします。

議長： ただいま事務局から説明がありましたが、これに関しましてご質問がありましたらお願いします。

委員： （質問、意見等なし）

議長： よろしいでしょうか。ご質問は無いようですので、次の議題に移らせていただきます。
最後に、議事の（３）その他について、会議全体をとおして委員の皆様から何かございますか。

委員： （意見等なし）

議長： 無いようですので、議事につきましては、これで終了いたします。委員の皆様には、議事進行にご協力をいただきまして、ありがとうございました。では、事務局にお返しします。

事務局： 原会長、ありがとうございました。それでは、事務連絡をさせていただきます。次回の審議会は１０月上旬を予定しております。なお、詳しい日程等につきましては、後日、ご案内させていただきます。また、委員の皆様の、本日の報酬につきましては、本市にご登録いただきました口座に、お振込みとさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

４ 閉会

事務局： それでは、最後に大木副会長より、閉会のご挨拶をいただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副会長： 本日は、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございました。皆様のご協力により滞りなくご審議いただきましたこと、心から感謝申し上げます。

これをもちまして、越谷市保健衛生審議会 令和７年度 第１回会議を閉会いたします。

事務局： ありがとうございました。

以上をもちまして、会議を終了させていただきます。皆様には長時間にわたり、ご審議いただきありがとうございました。